



○開発行為に関する工事の完了公

告

(川越建築安全センター)

九

埼玉県発行

 \bigcirc

目

次

管理規程

○埼玉県病院局職員給与規程の 部を改正する規程

(経営管理課)

○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告 (南部振 興

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告 (東部振 興

○特定非営利活動法人の定款の変

更に係る公告

(川越比企振興東松山事務所)

○特定非営利活動法人の設立に係

方法人特別税対応機能追加業務

 \equiv

(商業支援課)

○西大久保土地改良区の清算人就

任届

Я

越農

林

兀

○税務総合オンラインシステム地 る公告 北 部 振 興

委託の随意契約に関する公示

○大規模小売店舗の変更に関する

 \equiv

○南畑土地改良区の役員就退任届 Э 越 農 林

○入間第一 就退任届 用水土地改良区の役員

○手子林第三土地改良区の役員退 (加須農林)

○野牛馬立土地改良区の役員退任

○野牛馬立土地改良区の清算人就 届 (春日部農林)

任届

○腐蛆病患畜の発生

○三郷市三郷インター南部土地区 ○測量法に基づく基本測量の実施 画整理組合の理事の氏名及び住 地 課

六

○男性警察官用制服ワイシャツほ 競争入札の公告 か一品目の製造請負に係る一般 所の届出 (市街地整備課)

六

○開発行為に関する工事の完了公 ○県道加須北川辺線の道路の区域 (行田県土)

九

0

(越谷建築安全センター)

 \circ

正

(社会福祉課)

 \bigcirc

○埼玉県告示第六百六十一号中訂

(熊谷建築安全センター)

 \bigcirc

正

選

管

委

 \bigcirc

九

収容人員の変更の訂正

○個人演説会等施設の所在地及び

(教委・総務課)

0

○埼玉県教育委員会定例会の招集

|||管理規程

兀

埼玉県病院事業管理規程第九号

<u>Ŧ</u>i. 埼玉県病院局職員給与規程の

平成二十一年五月十五日

一部を改正する規程を次のように定める。

<u>Ŧ</u>i.

<u>Ŧ</u>i.

埼玉県病院局職員給与規程

(平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号)

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業管理者

名

和

肇

六 を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中「(別表第九の職の欄に掲げる職を占める職員の行うも

(畜産安全課)

六

のにあっては、

則 万二千円)」を削る。

平成二十一年四月一日から適用する。 この規程は、公布の日から施行し、 改正後の第二十一条第一項第二号の規定は、

小

埼玉県告示第七百四号

七

定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法 (平成十年法律

〈営利活動法人から、次のとおり申請書

準用する同法第十条第二項の規定により 公告する が提出されたので、 同条第五項において

びに当該定款の変更の日の属する事業年 なお、当該申請に係る変更後の定款並

の — 部

予算書を申請のあった日から二月間 部地域振興センターにおいて備え置く方 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南 //www.saitamaken-npo.net/)) 过 🛂 法並びにインターネットを利用する方法 (埼玉県NPO情報ステーション (http: り縦 県

平成二十一年五月十五日

覧に供する。

申請のあった年月日 埼玉県知事 田 清

司

特定非営利活動法人の名称 平成二十一年四月二十四日

安心な生活が出来るクリーンエコロ

ジーをつくる会

代表者の氏名 進

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市笹目六丁目十三番十一

のづくり等を通じ、雇用機会の拡充、 者を問わず、すべての人々に対し、も この法人は、高齢者、障害者、 健常 Ŧi.

定款に記載された目的

社会づくりと福祉の増進に寄与するこ すべての人々が健やかに暮らせる地域 職業能力の開発事業を行い、自立と自 貢献できるよう支援することにより 主性を確立し、 積極的に社会に参加 Ŧi.

度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 埼玉県告示第七百五号

5 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり申請書が提出されたの (平成十年法律 県民生 **(**埼

www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 玉県NPO情報ステーション(http:// びにインターネットを利用する方法 域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地 書を申請のあった日から二月間、

平成二十一年五月十五日

に供する。

埼玉県知事 田 清 司

申請のあった年月日 平成二十一年五月一日

申請に係る特定非営利活動法人の名

三 代表者の氏名 特定非営利活動法人MiKOねっと

工藤 トモ

兀 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市三

一郷三丁目十八番五三

郷ハイツ一〇三号 定款に記載された目的

支援をする人たちが、共に支え合い、 長を願い、子育て中の保護者と子育て この法人は、子どもたちの豊かな成 三

とを目的とする

ちをつくることを目指し、子どもの健 時代を安心・安全に過ごせる地域・ま 全育成の推進に寄与することを目的と あらゆる年齢層の子どもたちが子ども します。

埼玉県告示第七百六号

準用する同法第十条第二項の規定により 公告する。 が提出されたので、 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法 同条第五項において (平成十年法律

越比企地域振興センター東松山事務所に トを利用する方法(埼玉県NPO情報ス 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川 予算書を申請のあった日から二月間、 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 npo.net/))により縦覧に供する テ おいて備え置く方法並びにインターネッ びに当該定款の変更の日の属する事業年 ー ^ ¬¬ ^ (http://www.saitamaken-なお、当該申請に係る変更後の定款並 県

平成二十一年五月十五日 埼玉県知事 田 清

司

申 特定非営利活動法人萌友 特定非営利活動法人の名称 平成二十一年五月七日 -請のあった年月日

代表者の氏名

兀 征四郎

<u>Ŧ</u>i. ○番地三 定款に記載された目的 埼玉県比企郡吉見町大字前河内三二 主たる事務所の所在地

業を行い、保健、 び高齢痴呆障害者に対しての生活支援 することを目的とする。 及び青少年ボランティア活動の推進事 この法人は、 地域社会の利益・ 知的障害者、 医療又は福祉の増進 発展に寄与 高齢者及

埼玉県告示第七百七号

ら、次のとおり申請書が提出されたの 非営利活動法人を設立しようとする者か 活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 第七号)第十条第一項の規定により特定 書を申請のあった日から二月間、 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 玉県NPO情報ステーション(http:// びにインターネットを利用する方法 域振興センターにおいて備え置く方法並 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法 同条第二項の規定により公告する。 (平成十年法律 県民生

申請のあった年月日 平成二十一年五月十五 埼玉県知事 上 田 日 清

司

る。

会的理解を促進することを目的とす

出の概要等について、

公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

埼玉県告示第七百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届

同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により

申請に係る特定非営利活動法人の名 平成二十一年四月三十日 NPO法人道の空路

三 四 代表者の氏名 主たる事務所の所在地 泉

Ŧi. 境を整え、その福祉の向上と自立およ 域生活をするために必要と思われる環 この法人は、障害を持った人々が地 定款に記載された目的 埼玉県深谷市田谷百二十三番地五 かつ、障害に対する社

埼玉県告示第七百八号

の相手方を決定したので、 の適用を受ける調達について、随意契約 WTOに基づく政府調達に関する協定 次のとおり公

平成二十一年五月十五日

購入等件名及び数量 埼玉県知事 \coprod 清 司

人特別税対応機能追加業務委託 税務総合オンラインシステム地方法 <u>기</u>

名称及び所在地 契約に関する事務を担当する部局の

砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課税務総合オンラ 埼玉県さいたま市浦和区高

随意契約の相手方を決定した日 平成21年 4 月 1 日

区丸の内1丁目6番6号 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日立製作所 東京都千代田

__

縦覧期間

72,450,000円

契約の相手方を決定した手続 随意契約

四

6

随意契約とした理由

第1項第2号に該当 の調達手続の特例を定める政令第10条 地方公共団体の物品等又は特定役務

届出の概要等

イ

大規模小売店舗の名称及び所在地

埼玉県知事 上 田 清 司

> 口 東松山市箭弓町一の十五の十三 ザ・プライス東松山店

変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前

株式会社イトーヨーカ堂 (変更後) 東松山

ザ・プライス東松山店

変更年月日

平成二十一年四月二十日

二 届出年月日

平成二十一年四月二十日

 \equiv 縦覧場所

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

埼玉県産業労働部商業支援課

意見書の提出 埼玉県川越比企域振興センター 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

1 意見書提出期間

対し、意見書の提出により、これを述べることができる

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百十号

出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届

平成二十一年五月十五日

-3 -

1 届出の概要等 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・プライス東松山店

東松山市箭弓町一の十五の十三

変更の概要

口

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前) 午前十時 ら午後十一時 (年間五十日午前九時三十分、 年間十六日午前九時)

(変更前

第一駐車場

午前九時三十分(年間五十日午前九時、

年間十六日午前八時三

(変更後) 午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

十分)から午後十一時三十分

第

一駐車場 午前九時三十分(年間五十日午前九時、 十分)から午後十時 年間十六日午前八時三

第二駐車場 午前八時三十分から午後十時

第一駐車場

午前八時三十分から午後十一時三十分

(変更後)

平成二十一年四月二十四日 変更年月日

届出年月日

平成二十一年四月二十三日

縦覧期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

兀 意見書の提出

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

1 意見書提出期間

埼玉県知事

Ŀ. 田

清

司

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第七百十一号

か

る同法第十八条第十六項の規定により、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用す 昭和四十二年四月十八日解散認可した入間

郡毛呂山町西大久保土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、

次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

清算人の氏名及び住所

名

氏

関

 \Box

住

所

埼玉県知事

上

 \mathbb{H}

清

司

男

幸 さいたま市南区別所三丁目一三番二十二号三〇六号室

埼玉県告示第七百十二号

南畑土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住 所について、次のとおり届出があった。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

平成二十一年五月十五日

就任

氏

名

理 職

事

竹

内

寬

退任

名

埼玉県知事

上

田

清

司

富士見市大字上南畑二〇六九番地

所

理 職

事 名

竹

明

雄

氏 内

名

住

富士見市大字上南畑 所

一〇六四番地

-4 -

退任

名

氏

名

住

所

博

毛呂山町大字川

角二二○○番地

同

長瀬四二四番地

同

波

 \mathbb{H} 水

一三雄

同

同 同 同 同 同 同

葛貫八七八番地

角一三〇四番地

事

逸

司

同

同

九四一番地五

西戸七一五番地

監同同同同理

平 斉

野 藤

小 浅

沢 見

秀 隆

義治雄

同同同同

同

四三番地

長瀬四二四番地

理

同同同

斉

藤 \blacksquare

章

同

石小浅市

見川

治 明

同 同 同

大字西戸七一五番地

岩井西五丁目

一四番地

七

事

田沢

同同

同

同 同

七〇四番地

同

九四一番地五

信 秀

田

 \equiv

雄 勇 義

同

同

葛貫八七八番地

埼玉県告示第七百十四号

土地改良法

(昭和)

一十四年法律第百九十五号)

第十八条第十六項の規定により、

同同同同同同

同

一一四七番地

六一七番地

一二九二番

地

埼玉県告示第七百十三号

名及び住所について、 入間第一用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、 次のとおり届出があった。

平成二十一年五月十五日

就任

名

氏

事

田

毛呂山町大字川

住

所

埼玉県知事 上 田 清

司

角二二〇〇番地

平成二十一年五月十五日

届出があった。

野牛馬立土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

同同同同同同同同同同同同同同同同同理職 名 大久保 大 大久保 大久保 中 安 大久保 中 田 章 甚之丞 延 操 義 郁 元 名 郎 春 次 利 雄 勉 夫 勉 保

同同同

同

篠津二六七○番地

南埼玉郡白 住 岡町大字野牛六八八番地

埼玉県知事

上 \coprod

清

司

同 同 同 一〇〇〇番 一三〇一番 地

同 篠津二八二○番地 地

同同同同同同同同同同同同同同同同 同 同 同 同 野牛六九五番地 九〇六番地 七七八番地 九三七番地

同同同同 同 同 同 野牛一五五五番地 野牛七九〇番地一 下大崎一〇一番地 八九九番地 八八三番地三

同 同

埼玉県知事 上 田 清

司

同

同

野牛六一〇番地

六○七番地

同 同

篠津七八番地

手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のと

おり届出があった。

平成二十一年五月十五日

埼玉県告示第七百十五号

名 事 瀬 山 昌 生 羽生市大字下手子林二二九七番地

氏 名

理 職

住

所

次のとお

大久保

章三郎

次

同 同

司

川沼田田

同 同

田

延

行

同

同

大久保

埼玉県告示第七百十六号

る同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年四月十五日解散認可した南埼 玉郡白岡町の野牛馬立土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所につい 土地改良法 次のとおり届出があった。 平成二十一年五月十五日 (昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用す

埼玉県知事 上 田 清

司

清算人の氏名及び住所

大久保 名 保 南埼玉郡白岡町大字野牛六八八番地 住 所

矢 濱

部田

巖

同

同

一三〇一番地

勉 同 同 同 同 同同 同 同 同 同 野牛六九五番地 篠津二八二〇番地 一○○○番地

同同同同同同 同 同 同 篠津二六七○番地 九〇六番地 七七八番地

同

九三七番地

同 同 同 同 野牛七九〇番地 八九九番地 八八三番地三

大久保

甚之丞

大久保

勉 春

同 同 同 同

同

下大崎一〇一番地

同

同同同同同同同 同同 同 野牛一五五五番地 一一四七番地

同 篠津七八番地 一二九二番地 六一七番地

同 野牛六一〇番地 六○七番地

埼玉県告示第七百十七号

る り次のとおり患畜等について届出があったので、 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定によ 同条第四項の規定により公示す

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事

上

田

清

司

み カ 型 ボ ち	家畜の種類
患畜	疑似患畜の区分 び
群	群数及び数
東松山市	区 発生場所又は
四月二十二日	発生年月日
自衛殺	処 置

埼玉県告示第七百十八号

示する。 十八号)第十四条第三項の規定により公 ので、測量法 り基本測量を実施する旨の通知を受けた 国土交通省国土地理院長から次のとお (昭和二十四年法律第百八

平成二十一年五月十五日 埼玉県知事

田 清

司

作業種別

基本測量 (精密測地網高度地域基準

点測量作業 作業期間

十二年一月1 平成二十一年五月十一日から平成二 一十二日まで

作業地域

野町、 長瀞町

秩父市、羽生市、

北本市、

秩父郡(皆

埼玉県告示第七百十九号

三郷市三郷インター南部土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった 0) で、次のとおり公告する。 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第百十九号) 第二十九条第一項の規定により

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

渡

雄

同 同 堀

切切場

司

同

同

同

澁 杉 島 島 加 **就任した理事の氏名及び住所** 谷 根 根 莞 郎 雄 爾 行 治 三郷市谷口七番地 同 同 同 同 花和田二〇一番地 彦沢一丁目 彦江一丁目

八二番地

一丁目 一五番地 九五番地

彦江 一丁目三四番地二 丁目九一番地

同 彦沢 一丁目六〇番地

田 鈴 鈴

同 同 花和田三五四番地 九六番地

一三〇番地一 八六番地

堀馬馬馬

場 場 中

番匠免一丁目一六五番地

同 彦江一丁目一八〇番地 丁目一三〇番地

般競争入札に付する。

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

埼玉県告示第七百二十号

平成二十一年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清

司

5

調達内容

購入等件名及び予定数量

男性警察官用制服ワイシャツ 7,351着

男性警察官用短靴

7,324足

調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書によ

2

3 納入期限

契約締結日から平成22年 3 月31日(水)までの間の指定する日

4 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

5 人札方法

金額については、単価を入力又は記載すること は持参も認める。また、上記(1)の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札 テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書 に入力又は記載すること なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額 その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする

競争人札参加資格

 \sim

者であること 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない

(2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 品の販売」のA等級に格付けされている者であること。 資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「物

(3) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年 3月31日付け入審 第513号)に基づく入札参加停止期間中でない者であること

日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要鋼(平成19年3月27

ると認められた者であること 5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができ (原反出荷引受書)、生地見本及び製造見本を、平成21年 6月24日(水)午後 製造しようとする物品に必要とする生地の供給を受けられることの証明書類

部総務部財務局装備課被服係 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 金澤 電話048-832-0110 内線2326 埼玉県警察本

により埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求め

(7) 納入する物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速や かに提供できる者であること

- 入札書の提出方法等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入 札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部

(2) 入札説明書の交付方法

総務部財務局会計課調度第一係

岡本 電話048-832-0110 内線2245

紙媒体での入手を希望する場合 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 「埼玉県電子入札共同システム」によりダウンロードすること

上記(1)の場所において交付する

- (3) 入札書受付期間 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月1日(水)午前10時ま
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 D 郵送の場合
- (イ) 持参の場合 まで (必着) 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年6月30日 (火) 午後5時
- 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月1日 (水) 午前10時 なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。
- (水) 午前10時30分から順次開札する

(4)

開札の場所及び日時

埼玉県庁第二庁舎 6 階警察本部総務部財務局会計課執務室 平成21年7月1

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

(100分の5以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務 入札者は、見積もった契約金額に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率

> 項の規定に該当する場合は、免除する 規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2

契約保証金

財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する 保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、 契約の相手方は、1件当たりの契約金額に予定数量を乗じた金額に、契約

入札者に要求される事項

3

出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 を次のいずれかの方法で平成21年6月24日(水)午後5時までに提出し、競争 入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、 この一般競争入札に参加を希望する者は、 一般競争人札参加資格確認申請書

- 同システムから確認申請する。 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合
- 紙媒体による入札書を郵送又は持参する場合 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること
- 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 契約書作成の要否

5

(6) 落札者の決定方法

の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

手続における交渉の有無

7

8 競争入札参加資格の付与

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し て、平成21年6月19日(金)までに、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

支払条件

砂 3 丁目15番 1号) へ提出すること。 查担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

- その他詳細は、入札説明書及び仕様書による
- Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

 \bigcirc Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity; 7, 351 shirts

- Male police officer's low shoes Quantity; 7, 324 shoes
- (2) Time-limit for tender: By the electronic tendar system; By 10:00 a.m., July 1,
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, 2009 By mail; 5:00 p.m. June 30,2009 In person; 10:00 a.m. July 1, 2009 Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police

Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533

Telephone; 048-832-0110 Ext.2245

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

区域を次のように変更する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、 平成二十一年五月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年五月十五日

道路の種類 県道 埼玉県行田県土整備事務所長

南

沢

郁 郎

路 道路の区域 名 加須北川辺線

新	IΗ	旧新別
下樋遺川字南瀬田和五五三番一地先まで	加須市大字下樋遣川字南瀬田和五五六番一地	区
	たから同市大字	間
一三·四○ 一五·四五	一〇・〇八~ 一〇・二六	(メートル)敷地の幅員
六四・四〇		(メートル)長
		備
		考

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

で、公告する。 の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次

若

林

祥

文

指令東整第二〇〇一二一〇号 平成二十一年一月二十二日 許可番号

兀

検査済証番号 平成二十一年五月七日

代表理事組合長

舟橋俊人

埼玉中央農業協同組合

開発区域に含まれる地域の名称 第二一〇〇一〇号

埼玉県川越建築安全センター所長

三

平成二十一年五月十五日

五五一一の 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県東松山市加美町一―二〇 比企郡滑川町大字山田字根岸前二一 埼玉県川越建築安全センター所長告示第

で、公告する。 の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県川越建築安全センター所長 平成二十一年五月十五日

平成21年5月15日(金曜日) 第2081号 三 三 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第 兀 の開発行為に関する工事が完了したの 埼玉県熊谷建築安全センタ 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 検査済証番号 公告する。 許可番号 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年五月八日 平成二十年九月十九日 許可番号 平成二十一年五月十五日 開発許可を受けた者の住所及び氏名 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十一年五月八日 検査済証番号 指令行整第二〇〇〇二六〇号 代表取締役 株式会社東上不動産 埼玉県東松山市箭弓町二―三―三 比企郡滑川町大字羽尾字新宿三七〇 第二一〇〇一一号 指令東整第二〇〇一〇六〇号 平成二十年十二月十六日 一の一部 (昭和四十三年法律第百 宮村明彦 若 新 林 藤 / 一所長 祥 巧 文 次 三 号 千十一号 兀 で、 の開発行為に関する工事が完了したの 埼玉県越谷建築安全センター所長告示第 兀 地 一 埼玉県越谷建築安全センター所長 都市計画法 ロジュマンB一〇一 三九八一一 若林 第三十六条第三 開発区域に含まれる地域の名称 許可番号 公告する。 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北埼玉郡騎西町大字日出安字川北一| 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八九 平成二十一年五月八日 検査済証番号 平成二十一年五月十五日 北葛飾郡杉戸町高野台西四丁目四番 第三二—一号 指令越建セ第二〇〇二〇二一号 平成二十一年五月八日 羽生市南羽生二―七―五ラルジュ 四 和雄 八九九一五 (昭和四十三年法律第百 三項の規定により、 野内 巻 勤子 男 次 埼玉県教委告示第十九号 更について、 市選挙管理委員会から報告のあった、 埼玉県選管告示第六十九号 招集する。 付け埼玉県選管告示第十八号により告示した内容を次のとおり訂正する。 ページ ページ ページ 埼玉県告示第六百六十一号 公職選挙法 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり 日時 平成二十一年五月十五日 平成二十一年五月二十一日 平成二十一年五月十五日 介護老人保健施設 六 八 埼玉県教育委員会委員長 同委員会から訂正する旨の報告があったので、 表中 名称 サービスの種類 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第三項の規定により、 下 段 五 行 石 平成二十一年四月 Ш 埼玉県選挙管理委員会委員長 (平成二十年四月二十八日第二千七十六号) 表中 正 戸田中央地域包括センター 誤 東北コミュニティセンターの部を削除する。 正 戸 īF 午前十 、田市中央地域包括センター 指定年月日 夫 個人演説会等施設の所在地及び収容人員の変 三 時 日 一号 場所 誤 議題 当面する教育関係諸問題について 埼玉県教育局教育委員会室 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 兀 行 行目の次に次の一行を加える。 平成二十一年三月三 加 藤 中訂正 憲 新

介護老人保健施設

平成二十一年四月

日

九

サービスの種類

指定年月日

行

八行目の次に次の一行を加える。

表中

発行日 毎 火曜日・金曜日 週 購読料金 年四万三 便 料 金 を 千 含 四 百 円 発 行 者 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 塩 ○四八一八二四 — 二一一一(代表) /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 印刷所 さいたま市南区別所三―関 東 図 書 株 式 ○四八-一八六二—二九〇一 会 社